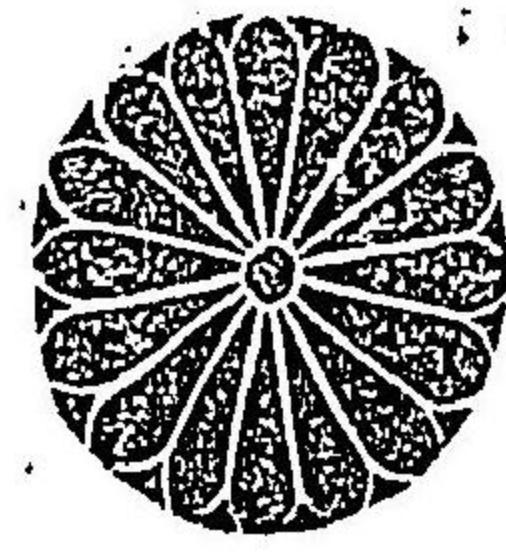


特70

07

明治三十二年三月十四日東京公論第三百七十六號附錄



大日本帝國憲法釋義

日本國憲法釋義

武力文武なる天皇陛下が皇祖皇宗の神靈に告げ有司百官を率ゐて盛なる儀式の中よ發布し玉ひたる憲法ハ吾々人民の正さに謹しみ譯て頤讀せる所なり伏して惟みるに此の大憲章ハ其摸範を海外の文明國よ採り衷を裁し宜を制して我國史の適應する様制定せしものなるべくして眞に不磨の大典、千古の重憲と云はざる可らざるあり國家多數の人民中時よ頗冥不靈の族あつて畏れ多くも兎角の批評を容るゝ事なきを必モベからずと雖も吾々の眼を以て之を見れば吾々立派にして定めて輿論の賛稱よ逢ふなるべしと認めざるを得ず殊に此の大憲章を議する事ハ國法の許さざる所なれば吾々又之に就いて言之所なきなり但だ其貴重なる條項を一々解釋して廣く多數の人民に憲法の何物たる事を知らしめ畏れ多くも陛下の皇祖皇宗に誓はせ玉ふが如く此の憲章の履行を懇らざらん事を當局者并一般人民よ向つて希望するの外なまのみ然れども吾々の解釋ハ吾々一箇人の私見に過ぎず其果して肯綮に中るや否ハ吾々自ら公示モる能はざる所なれば讀者ハ豫ねて茲より充分の注意あるべきを信ずるあり乞ふ章々就き條を逐ふて順次よ解釋する所あらん

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系の天皇之を統治モ

此の條ハ他國の憲法よ掲げたるものあり掲げざるもあり現に荷蘭國ハウヰルリヤム正統の裔よ世襲すと見え西班牙國ハアルボン朝よ傳よべき事を掲げたり但だ此等の國々よ對して我國の特別なる所ハ皇統の連續變らざるゝ在り建國二千五百四十九年以還一系の正統に傳へたるハ世界各國その比類を見ざる所なり古史に所謂天照大神敕皇孫曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣とハ蓋し此の條の精神ならん吾々ハ帝國臣民の義務として最も嚴格よ此の條を守らん事を欲するなり

第二條 皇位ハ皇室典範の定むる所よ依り皇男子孫之を繼承す

皇室典範なる者ハ未だ世上に公布せられし者に非らず然れども吾々の知る所よてハ此の條も亦實際從來の繼承法と大に異なる所なし條文にハ皇男子孫とあり從來ハ孝謙、推古、持統、明正等女帝の例も勘なからざれば今回皇男子孫となし特々先例を改められしもの、如くなれども決して然る次第よあらず從來とても我國の繼承法ハ男統を以て正とし其女王瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣とハ蓋し此の條の精神ならん吾々ハ帝國臣民の義務として最も嚴格よ此の條を守らん事を欲するなり

第三條 天皇ハ神聖よして侵すべからず

此の條の精神ハ之を道理に求むべからず歴史上の事實と宗教的の信心とに歸せざる可らざるなり又之を便宜の問題として考ふるに帝國若くハ王國に在つてハ帝王よ表向き無限の權力を與へざる可らざれば斯く明言して帝王の身の神聖侵すべからざるを示し以て人民に至重至尊の念を吹き込むハ尠なからざる利益ありと云ふべし且つ帝王ハ斯る無限の權力を有するに拘はらず自ら些少の責任を負はざるが如き不可思議の地位よ立つ者なれば此の條ハ後數箇條の伏線として最も必要なるものなりされば、白、普、澳、伊、荷等各國の憲法中何れも此れよ類するの條文あらざるハあし我國ハ固より此の

條を欠く可らざるなり况んや人主爲聖の一言ハ我國の歴史上、人々の既ニ承認する所あれべなり

第四條 天皇ハ國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規ニ依リ之を行ふ
帝王が國の元首即ち俗ニ云へる「カシラ」なる事ハ立君國皆然らざるなし條文に所謂統治權なるもの英語の「ソーベレンチ」にして主權と譯するもの即はち是れなり普天の下、王土にあらざるあく率土の濱王民もあらざるなしの一語ハ我國古來の習はしなれば國家の最上權たる統治權を天皇陛下の有し玉ふハ固より當然の次第と云ふべし白、普、伊、西等の諸國ハ帝王を以て單に行政の首長となし之に統治權を與ふるが如きハ之れあらずと雖も獨逸聯邦中巴、索、瓦等の何れも皆な君主に統治權を與ふるものなり然れども他國の事ハ暫らく措き我國に於てハ第一條の解釋中ニ示セば如き歴史の成績あれば此の大權ハ是非とも天皇陛下の獨占し玉ふ所たらざるを得ず尤モ「此の憲法の條規に依リ之を行ふ」とせられたるハ天皇陛下と雖も此の大權を恣にせず憲法の定めたる制裁を受けざる可らざることを示したるものならん主權者即ち統治權を有する者ハ理論上如何なる事をも爲し得べき筈なれども特に此の數字を挿入し之が振り廻しを限られたるハ君主獨裁の嫌を避くるの精神なるべし

第五條 天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ
此の條中にある協賛の文字ハ頗る正解に苦しむものありと雖も思ふ是れ承諾の意味と大差なかるべき歟統治權既に天皇より在れば茲に承諾の文字を用ふる時ハ聊か穩かあらざる所なきもあらざるを以て故さらニ此の見慣れざる文字を採用そるに至りしものならん去れば此の條ハ他の國々の憲法中「國王ハ上下兩院の承諾に因つて立法權を行ふ」と云ひ「立法權ハ國王と國會との共同を以て行ふものとす」と云ふが如き條項と正さま其精神を同じくするものなるべし即ち之を再言すれば「天皇ハ帝國議會と相談の上立法權を振廻すべし」と云ふの意味のみ外あらずして最も重要な條文と云はざる可らざるなり

第六條 天皇ハ法律を裁可し其の公布及執行を命ず

第四條に見ゆるが如く我國にてハ天皇陛下が一國の統治權を總攬したる法律を陛下自ら裁可し玉ふハ固より當然の次第なり裁可とハ宜しきものを宜しと許し玉ふの謂にして如何ある法律案も此御許しの無き以上ハ決して法律と爲らざるなり即ち陛下が統治權を有し玉ふの實を示したる過ぎず伊白兩國の如きハ何れも此の條文を有し或ハ「國王ハ法律を確定す」或ハ「國王ハ法律を裁可す」と掲げたり此の兩國ハ主權を國王に歸せずして國王の權力狹少なりと雖も尙ほ此の裁可權を與へり主權を帝王より歸せるの邦國より於て斯くて如くなるハ決して怪しむよ足らざるべし而して法律案ハ帝國議會の決議を經陛下の裁可を得たるのみにて直モ法律となりしものにわらず必ず之を公布施行せしむるの手續を爲さる可らざるなり法律の公布及施行を命ずるハ其事、行政より屬せり一國の帝王ハ「行政ハ獨を専ぶ」の格言より基いて行政の首長たる事各國皆然りとする所なれば我國の天皇陛下が行政の首長たる資格を以て之れを命ぜらる、固より不可なきなり蓋し昔の如く荷の如きハ國王に法律の裁可權を全任せずして單に其の公布若くハ施行のみを命ずる事を托したり憲法の性質上異なる所あれバあり

第七條 天皇ハ帝國議會を召集し其の開會、閉會、停會及衆議院の解散を命ず

第八條 天皇ハ公共の安全を保持し又ハ其の災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合又ハ法律に代るベキ勅令を發す
此の勅令ハ次の會期に於て帝國議會より提出すべし若し議會より承諾せざる時ハ政府ハ將來向て其の効力を失ふことを公表すべし
此の條ハ民臣權利の消長より公共の安全を保持又災害を避る爲め緊急の場合又ハ臨んで帝國議會を召集する暇なれば直ちハ天皇陛下の大權を以て一時須要の法律を定むる事ハ又不得已の次第と云ふる可らず普魯西憲法の第六十三條丁抹憲法の第二十五條其他諸國の憲法中にも往々此の條を設くる事ありて何れも實際然からざるべからざるの條件あるべしと雖も此の條の民臣權利の消長より關するハ其振り廻し方の如何に在つて存するなり而して此の條文中着目を要するハ「法律に代はるベキ勅令」と云ふの十字より立法權より之を制定し立法權ハ陛下帝國議會と共にして行はる、ものあれば法律を制定するハ陛下の獨り自らし玉ふ所非らず去りて時の必要より依り之れを猶豫する暇なれば其法律として發布すべきもの即ち憲法第十四條より掲げたる場合の如きハ假りに勅令となして之を發布するの已を得ざるものあるならん去れば次の會期に於て帝國議會の承諾を得ざる時其法律たるの効力を失ふ事とあしたるハ固より當然の事として各國みな然らざるなきあり

第九條 天皇ハ法律を執行する爲め又ハ公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲めに必要な命令を發し又ハ發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず
此の條の正解を得んとぞれば豫め法律と命令との區別を知らざる可らず法律ハ人民の權利義務を規定するものにして命令の此の法律を施行する順序方法を定むるものあり二者の區別を簡単より解すれば斯くの如しと雖も茲より一步を進めて之を者ふれバ命令なる者ハ唯々法律施行の順序方法を定む止まらず時としてハ立法の範圍内より混入して法律と其性質を判別し難き場合も之なしと爲ざるなり即ち公共の安寧秩序を保持し人民の幸福を増進するに必要な命令ハ間々法

律と混同する事なきよあらず現に立憲政体に慣熟したる邦國に在ても帝王が命令を發するの權力を利用して立法の區域
々侵入するの傾きある事ハ先輩諸學士の既に已よ論述する所なり然れども之を要するに法律ハ帝王議會と共同の手によ成
り命令ハ帝王内閣と共同の手に出づる事なるハ立憲國一般の慣例なり議會ハ於ける帝王即ち立法權の元首が法律を裁定
し内閣ハ於ける帝王即ち行政權の首長が命令を發し得るハ決して怪しむ足らざるありされば我國に於て天皇陛下が
命令を發し玉ひ又他の官司をして之を發せしめらる、事あるハ又普通の手續と云はざる可らず但し此條の末段に「命令
を以て法律を變更するを得ず」と掲げられたるハ最も貴重の文字として必要欠く可らざるものと云ふべし。

第十條 天皇ハ行政各部の官制及文武官の俸給を定め及び文武官を任免す但し此の憲法又ハ他の法律に特例を掲げたるも

のハ各々其の條項より依る

天皇陛下既に行政權の首長とならる、以上ハ其行政各部の官制を定めて諸官衙の組織を整へ文武官の俸給を定め又其任
免を行ふて以て百官有司を管轄し玉みハ固より當然の次第と云ふべし尤も此の條文より依れば其官制を定め俸給を定め又

任免を司らる、ハ直接に陛下の勅命に出づるが如しと雖も其但し書に此の憲法又ハ他の法律より特例を掲げたるもの云
々とあるを見れば此の條に指示せる事ハ必ずしも直接に陛下の勅命に依ると云ふにあらず唯々行政部ハ内閣より區役

第十一條 天皇ハ陸海軍を統帥す

此條も亦各立憲國の憲法に明載する所として別に解釋を要する程の事なからべし國史に曰我朝舉海內皆兵而天子爲之元
帥天下有事則必天子親征伐之勞否則皇子皇后代之不敢委之臣下也是以大權在上云々と蓋し又此精神に外ならざるべし

第十二條 天皇ハ陸海軍の編制及常備兵額を定む

帝王陸海軍を統帥する邦國は在つて其軍兵を編制するの權も亦帝王より一任するハ各國概ね皆然りとする所なり然れ
ど此の條文中「常備兵額を定む」とあるハ少しく注意を要するものならん軍兵の編制を定むと云ふの文字ハ各國の憲法
中概ね之れありと雖も常備兵額を定むるの一事ハ他國よ於て例を見る事多からざるなり蓋し常備兵額と常備兵員の數
を云ふものならん常備兵員の多寡を定むるハ陸海軍を統帥し又之を編制する者の權内に屬せしむるも亦不可あるなしと
雖も之が爲めにハ年々の軍費を直接の大關係を有するならん歲計豫算案より勘からざる影響を及ぼすあらん人民の負擔より
關する事ハ大抵議會の決議を要するの例なれば他の國々に於て故ら此の條文を加へざるハ抑も亦所以なきよあらざる
なり然れども武力を重する所の獨逸帝國ハ他の文明國と少しく異なる所あき能はず即ち其憲法第六十三條より曰く獨逸陸
軍總隊の人員及軍備を整ふる事又ハ軍隊の編制と士官及武器を具備する事又ハ練兵の事又ハ士官等の學力の適否を監し
且此等の事に注意するハ皇帝の義務と權利と在るなり云々又曰く皇帝ハ各聯邦より召募をべき軍隊の人員編制及其區
分を定め而して豫備隊の編制及聯邦領地内より守備兵を置き又ハ帝國陸軍の總軍隊戰爭の準備を命ずるの權あるべし云々^四
と見えたり我國も亦此等の精神より則りしものなるべき歟

第十三條 天皇ハ戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す
此の條ハ重もに外國より對して之を云ふものなり戰を宣すと/or開戦の布告を爲し和を講すと/or和議を謀るの謂ならん此等
の事と條約締結の事ハ共和國を除くの外各國何れも皆な帝王一人の手中に委託せざるハなきなり蓋し戰争若くハ條約の
事ハ迅速を尙び秘密を尙ぶ事多しと爲を若し之を議會より付して一々その承諾を求むる時ハ機會を失ふ事もあるべく又事
を漏洩するの恐れもあるべければ此ハ是れ帝王一人の專決より任じて事を速々するに如かざるなり但し娘、普、伊、葡、白等
各國の憲法を按するに此條文中より何れも但書を挿入し或は貿易に關する諸條約とか或は國民の負擔となるべき條約或
ハ又國疆の變改更換等より關する條約ハ皆な議會の承諾を得ざれば其効力を失ふものと定めたり又或は他の國々は在つてハ
此等の諸條約の法律よりあらざれば締結する事能はざるの明文を掲げて國王の權力を制限せり我國の憲法中特り此
の條文の少けたるハ「一國主權の實」天皇陛下に歸するが故なる歎抑も亦他に何等便宜の存するが故なる歎

第十四條 戒嚴ハ明治十五年八月第三十六號布告を以て定められたる戒嚴令より掲ぐるが如く戰時若くハ事變より際し兵備を以て之を定む
若くハ一地方を警戒するの法なりとす蓋し此の戒嚴なるものハ人民の權利義務に重要な關係を有するものなり戒嚴の爲
めにハ住所より侵入せられ又搜索せらる、事あるべく印行、集會の自由を奪はる、事あるべく又其他に種々臨時の處分を
施さる、事あるべければ自由を重するの邦國に在つて最も嫌忌する所なれ共之を要するに戰時若くハ事變の起りし場合
よりのみ適用するものとして平時決して行ふべきものよりあらざれば實際誠に已を得ざる次第と云はざる可らず獨逸及び普
魯西等の憲法中より現に此の條文を明載し戰亂若くハ他の危險の生出する時より當りて憲法に掲げたる或る條項も其効力
を失ふ事あるなり臨時非常の場合より固より然らざるを得ざるものある歎

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他の榮典を授與す
此の條の精神ハ帝王を以て名譽の源泉と爲すの格言より基くものなり蓋し之を便宜の點より看察するより入り込んだる社會
の事ハ單に道理のみを以て推そ可らず人民の多數ハ概ね皆感情の爲に動かさる、ものなれば名譽を與へて以て人民の信
用を繋ぐハ政略上最も必要な事と云はざる可らず凡そ人の信用を貰はんとすれば實利を與ふるか若くハ名譽を與ふるの
外なきのみ實利を與ふるより自ら限りあり國帑如何よ富み財源如何よ饒なりと雖も到底制限なきと能はざれば隨つて名
譽を授與するの必要を生ずるなり故に神聖なる帝王を以て名譽の源泉となし爵位勳章及其他の榮典ハ皆な帝王の一身よ
り湧出する事と爲すハ便宜上最も得策なりと云はざる可らずざるを得ざるものある歎

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權を命ず
此の條の精神ハ帝王を以て名譽の源泉と爲すの格言より基くものなり蓋し之を便宜の點より看察するより入り込んだる社會
の事ハ單に道理のみを以て推そ可らず人民の多數ハ概ね皆感情の爲に動かさる、ものなれば名譽を與へて以て人民の信
用を繋ぐハ政略上最も必要な事と云はざる可らず凡そ人の信用を貰はんとすれば實利を與ふるか若くハ名譽を與ふるの
外なきのみ實利を與ふるより自ら限りあり國帑如何よ富み財源如何よ饒なりと雖も到底制限なきと能はざれば隨つて名
譽を授與するの必要を生ずるなり故に神聖なる帝王を以て名譽の源泉となし爵位勳章及其他の榮典ハ皆な帝王の一身よ
り湧出する事と爲すハ便宜上最も得策なりと云はざる可らずざるを得ざるものある歎

第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權を命ず
此の條の精神ハ帝王を以て名譽の源泉と爲すの格言より基くものなり蓋し之を便宜の點より看察するより入り込んだる社會
の事ハ單に道理のみを以て推そ可らず人民の多數ハ概ね皆感情の爲に動かさる、ものなれば名譽を與へて以て人民の信
用を繋ぐハ政略上最も必要な事と云はざる可らず凡そ人の信用を貰はんとすれば實利を與ふるか若くハ名譽を與ふるの
外なきのみ實利を與ふるより自ら限りあり國帑如何よ富み財源如何よ饒なりと雖も到底制限なきと能はざれば隨つて名
譽を授與するの必要を生ずるなり故に神聖なる帝王を以て名譽の源泉となし爵位勳章及其他の榮典ハ皆な帝王の一身よ
り湧出する事と爲すハ便宜上最も得策なりと云はざる可らずざるを得ざるものある歎

恩徳を表さるゝが爲めに必要なるのみあらず政略上是非とも欠く可らざるものと云ふべし

六

第十七條 摄政を置くへ皇室典範の定むる所より依る攝政の天皇の名より於て大權を行ふ
皇室典範第五章第五十九條曰く天皇未だ成年に達せざる時攝政を置く「天皇久しうに亘るの故障より大政を親らす
ること能はざる時皇族會議及権密顧問の議を経て攝政を置くことあり之に依つて見れば我國より凡そ世界の世襲王國に
場合明あらん而して此の條に就き着目すべし「攝政が天皇の名より於て大權を行ふの一事より凡そ世界の世襲王國に
於ては皆此の攝政を設くるの制ありと雖も攝政の權限に就ては間々異なる所なき能はず即ち或る國より依り攝政中には王
統繼承の事に關する法典を改正せしめざるものあり又或る國より依り憲法の改正を爲す事能はしめざるものあり又中に
此等の制限を立てず唯だ漠然と帝王の代理を爲さしむるものありと雖もも要する所此等の事に其國の状況と攝政を托せ
らるゝ人物の如何よ在つて存するなり我國に於て攝政と爲るべき者に典範第五章第二十條以下の各條より明示し有り又憲
法第七十五條に「憲法及皇室典範の攝政を置くの間之を變更するを得ず」と掲げて攝政の權を制限せられしもの、如し
此等の件を熟考すれば此の十七條の意義の自ら瞭然たらん

第二章 臣民権利義務

第十八條 日本臣民たるの要件へ法律の定むる所に依る

此の條の別解を要する程の事なかべしと雖も尙ほ一二言の云ふべきものなきあらず即ち茲より所謂臣民との君主國
の臣下を指示するものなり或る國々の憲法にハ英語のシチズン即ち民人なる語を用ふれどもシチズンハ羅馬語のシビス
より轉化し來りしものにして主權の配分に預る所の一國人民を稱するものなり而して議院君主制の國々より於て此の語を
用ふゆるハ適當なるべしと雖も我國の如き立憲君主制(議院君主制と立憲君主制との區別を混同不可らず)の國より在つて
ハ率土の濱皆な王臣たるの格言を守らざる可らず人民と稱するより寧ろ臣民と稱する方歴史上の事實より適當すべし
と云はざる可らず去れど此の臣民と云ふ一言を以ても我國憲法の性質如何を見るよ足るべきなり然れ共開へ兎も角も此
の條にある臣民の要件と日本國民の身分にして民法に掲ぐべき權利の部分を云ふものならん譬へば日本國に生れたる
者國外より生ると雖も日本人を父母とする者又ハ歸化の免狀を得たる外國人等を以て日本國民と爲すと云ふが如き條件を
云ふものよして此の條ハ各國の憲法中概ね明載する所あれども其明載すると否らざる所ハ實際の問題をして格別の注意
を要するものよりあらざるべし

第十九條 日本臣民へ法律命令の定むる所の資格より均く文武官に任せられ及び其の他公務に就くことを得

此の條の精神ハ人を任選するに族を以てせず又地方を以てせざるの實を示せしものならん文武官及び議會の代議士等が
公務より任せらるゝ其人の隨意にして法律命令の許す限りハ他より之を妨害する事なからべきを明々したるものあらん
第二十條 日本臣民へ法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有モ

第二十一條 日本臣民へ法律の定むる所より従ひ納稅の義務を有ス

此の條の精神ハ人を任選するに族を以てせず又地方を以てせざるの實を示せしものならん文武官及び議會の代議士等が

公務より任せらるゝ其人の隨意にして法律命令の許す限りハ他より之を妨害する事なからべきを明々したるものあらん

第二十二條 日本臣民へ法律の範圍内より於て居住及移轉の自由を有ス

此の條ハ固より當然の次第にして之を憲法の明文に掲ぐるとハ實際上格別の利害を感じざるものなり我國の
憲法第一篇第六條にハ「國民へ邦内何れの地方よりても居住を占め……とを得べし」とあれども其他の國々に於て
ハ多く此の條を掲ぐるあるを見ざるが如し此の條の主意の價值なきが爲めにあらず人民の權利に關して至重至大的の關係
を有するものなれども實際の所此等の事件ハ人民固有の權利として法律以外より之を抑制する者なく又之を抑制するの必
要もなきよ依らずんばあらざるなり

第二十三條 日本臣民へ法律に依るより非らずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條 日本臣民へ法律より定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪へるゝ事なし

第二十五條 日本臣民へ法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるゝ事なし

第二十六條 日本臣民へ法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝ事なし

第二十七條 日本臣民へ人身の保護より最も重要な條項なり何等の理由もなくして人を捕へ(逮捕)押込め(監禁)吟味し(審問)罰す
る(處罰)等の事へ自然の法理より反するの甚だしきものよりして一箇人と集合体とに拘へらず人間社會よりては誰れしも斯
る亂暴を働くの權利あらざるなり然れども一國に法律ある以上は是非とも之に従へざる可らずが故より法律上正當の手
續を經て逮捕監禁審問處罰を受くる事あるハ又是非もなき次第と云へざる可らず第二十四條に日本臣民より理非の
判斷を乞ふの權利ある事を示せしものなり古代の或る國々より宗教族制若くへ人種等に依て此等の權利を損傷せら
れ何宗何族何種の人へ何々裁判官の裁判を受くる事能はずと云ふが如き制限を立てられし事なきにあらず又場合に依
り事件に依ては當局者の爲めより此等の權利を妨げられし事なきにしもあらざりしが畢竟斯くの如きの社會の公道より反す
るものに外ならざれば茲に此條を明載して法律より裁判を受くべき權の奪はるゝ事なきを證したるものならん第二十
五條の精神へ住所の人の城廓なりと云ふの格言より基くものあり法律上の手續より犯罪人逮捕の爲め若くへ其證據物件
差し押へ等の目的を以て人の住所に侵入し若くへ搜索せらるゝ事へ寔に詮方なしと雖も外國の實例を見れば警察官等が
其職權を濫用して右の格言に背くの行あるハ往々にして免かる能はざる所なれば之を此に規定して法律に定めたる場合
の外決して斯る濫用の行なきを示したるへ最も重要な事なるべし第二十六條に云ふ所の「信書の秘密」なるものへ人の權
利より關し至大の影響を有するものなり一個人の私事へ他人の權利を妨げざる以上に決して之を間然すべきにあらず信書
を發いて其秘事を伺ふが如きへ徒に無用に屬するのみならず之が爲め發信者に向つて非常の迷惑を蒙らす事なきにあら
ざるなり故より信書の秘密へ人の權利に關し至大の影響を有する者として自由を重視する國より何れも皆此の事を憲法
の明文上に掲げざるなきなり蓋し右より述ぶる所の各條即ち第二十三、四、五、六の四箇條及其前後の二三箇條の何れも日
本臣民の權利を證明したるものに外ならず權利の證明なるものへ實際上格別の利害を感するものより非ず殊に「法律の範

園内に於て」「法律に依るに非ずして」又「法律より定めたる」等の文字よりつて嚴格と此等の権利を制限したるを以て右數箇條の價值の憲法上の明文より寧ろ此の法律の如何に在つて存するもの、如し此の法律として自由主義に基かざる時へ折角憲法に掲げたる箇條も其精神を貫徹する事能はずと云ふものあらんも知るべからずと雖も吾々を以て之を見れば権利の證明へ憲法の明文上最も必要のものなり右數箇條より證明するが如く日本臣民の権利を憲法の明文上に記入せざる時へ治者が法律外に於て濫用の舉動ありし時より之を責めるの辯柄に苦しむざるを得ず法律外の舉動へ固より之を責むべしと雖も何故に法律外の舉動を責むるかと云へば茲に勘なからざる困難を生ずるの要なきよりあらざるべし然れども之に反し憲法の明文上臣民の権利を證明して治者に法律外の舉動を許さざる時へ之を責むるよ憲法違背を以てする事難きよりあらざるべければ此等の條文の有無へ間接より必要あるものと云はざる可らざるなり

第二十七條 日本臣民の其所有權を侵さる、事あし、公益の爲必要的なる處分へ法律の定むる所より
此の條の財産の保護を請合ふたるものなり昔し幕府の時代より在て御用金若く上地など、稱し猥り押しつけガマシ
き處分を以て臣民の財産を取り上げたる事ありしが今後へ決して斯る亂暴の事なきを證明したるものなり臣民の所有權
の帝王と雖も徒に之を損傷すべきものあらず己の財産、己の所得、を自由にして労働及工作業の結果を全うせしむる
社会の成立、國家の存在の爲めに欠くべからざるものにして他の權利に比し最も貴重すべきものと云はざる可らず然れども
此の所有權なるもの固より無限の權利にあらず時に依り場合より幾許かの制限を受けざる可らざるなり即ち國法上
の刑罰よりつて褫奪せらる、乎若く又最上主權に由つて損傷せらる、乎何れにしても此の二つの場合に於如
何に貴重なる所有權も亦之を制限せられざるを得ざるなり刑罰に由つて褫奪せらる、財產没収の刑を言渡さる、の場合に
して最上主權よりつて損傷せらる、ハ公益の爲め必要な處分を施さる、の場合即ち是なり公益の爲め必要な處分と
ハ公用土地買上規則に定めたる條件の如く營砦を築くとか公道を開くとか若くハ鐵道、電線、水道、船渠等を設けるが爲め
私有の土地を取り上ぐるの類を云ふものにして此等の處分へ行政上寔に必要とする所なりと雖も之を實際より微るゝ治
者が此の權を利用して被治者に由あらず迷惑を與ふるの例へ勘あしと爲さるべし故に此の條に之を規定し公益上の必要
より法律の定むる所より依る、あらざれば所有權の侵すべからざる事を證明したるハ臣民の権利より關し最も必要な事と
云はざる可らざるなり但し此の條文より各國の憲法の如く賠償の事を明言せざるハ少しく遺憾の思を爲すものあらんも知
るべからざれども之れへ法律に依つて不都合な様、定め得らる、ものならん此の一事を以て憲法の此條を難ずるハ未
だ當を得たるものあらず

第二十八條 日本臣民の安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限より於て信教の自由を有す

宗教の事より固より簡々人々の自由に放任すべき事柄として他より間然すべきものに非らざれば茲より此の條を掲げて以て
人の本心を束縛せざるを證明するハ豈其必要非らずせんや然れども宗教上の事社會の根底に透徹して其經とあり
緯となつて一大元素たるの歐洲諸國より在つて憲法上特別より或る一宗教を保護して他の異教のものを排斥するの例な
きよりあらず即ち伊太利の如きの憲法の第一條に此の事を規定して「羅馬加特力教を以て國教となす其他の宗教も法律に
背く非らざれば之を許す」とあり同第十八條より僧侶より關する各種の規定及僧侶の委任を爲す付ての行政權の國王之
が當を得たるものあらず

を行ふ」とし又第二十八條に「新舊約書及教法問答禮拜式の書類ハ副基督教の准許を得るに非れば出版する事を禁ず」と掲
げ又西班牙の如きも憲法第十一條より羅馬正教を以て西班牙國教とす該教及其僧侶の政府之を保護すべし」と掲げたり
其他よりも或る一宗教を以て其國の國教とし宗教より關係ある總て公けの儀式へ皆此の宗教に限れる事と爲し又國教なる
事を明言せざるも教務より關係したる國制へ何教を以て基礎と爲せん云ふが如き條目を設けて多少の保護若く干渉を表
するもの無きにあらざれども之を要するに宗教の性質へ決して政治及其他俗務の支配を受くべきものあらず全く之を
奉する人々の勝手より任せざる可らざるのみならず我國の如きへ從來宗教上の事より淡泊にして之が爲め紛争を生ずる等
の事より誠より稀六にして而かも歐洲諸國の如く甚だしき害毒を來したるの先例も多からざれば我國の憲法中宗教より關する
事より只だ此一に止り其條文より全く臣民の自由より一任し國家の安寧を破らす社會の秩序を紊さず納稅兵役の二大義務
を始めとし總て臣民たるの義務より背かざる以上ハ佛教なり耶蘇教なり其他何教にても隨意より之を信仰するの自由を與
へられたるハ帝國臣民の爲め頗る便利として政略上又策の得たるものと云ふべし但し如何なる宗教が如何なる舉動に
出づれば安寧秩序を妨げ又臣民の義務と何に規定したる義務を指示せるものなる歟此條より關する一問題あるべけれ
も开い唯此の憲法と之を遵守せる他の法律命令の範圍内に於て之を信仰すべし此の範圍を超ゆれば其自由を奪はるべ
しと云ふの主意を示したるに外ならざるあり

第二十九條 日本臣民の法律の範圍内より於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

此の條の臣民の権利を證明するが爲めに必要欠く可らざるものなり言論の自由及出版の自由へ政治の改良若く知識の
進歩の爲めに最も尊重すべきものなれば文明諸國にて何も憲法の條目より特書して其損傷すべからざる事を確めざる無
きなり而して本條に尚ほ一層此の自由を擴張し言論、著作、印行、集會及結社と事明細より書列ねて此等の自由を確めら
れれたるは是れ實より嘉みすべく重ずべきの條目と云はざる可らざるなり各國の憲法を案するに白、瑞、蒲等の諸國の概ね皆
之に類するの條項を掲げ且つ之より監査の法を以てする事を禁じ若し之が爲め顯然たる
罪科を犯すものある時の相當なる裁判に從はざるを明言し總て行政上の處分を受くる事なきを確めたりと雖も
我國より單より法律の範圍内より於て」とありて此等の事を掲げされ世人の此の條より付少しく遺憾とする所なきよりあらざ
るべし然れども此等の自由より元より是れ無限無上の自由と云ふべからず國家の必要若くハ便宜の爲め幾何かの制限より
はざる可らざるを以て茲より法律の範圍となし臣民の他の権利と同じく法律に依つて制限せらる、事あるハ固より詮方な
き次第と云はざる可らざるなり伊太利の憲法第廿八條に「出版の自由たり然れども一の法律に由て惡弊を防制する事を
得」とあり本條も亦此の精神に出るものなるべし

第三十條 日本臣民へ相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲す事を得

政府に向ひ請願を爲すの権利へ又最も重すべきものなり條文より「法律に従ひ」となくして「規程に従ひ」とあり規程なる
もののハ帝國議會の協賛を得たずして政府の制定する所なるべければ此の請願の権利は他の諸権利より比して少しく輕視せ
られしかの疑なきよりあらざるべしと雖も要する所請願なるものより言論出版の自由なる文明國より於て今までの實益を爲す
ものにあらざれば本條より掲ぐるが如く帝國の臣民より請願の権利の有る事を證明し置かべ其れにて充分なりと云ふべし

第三十一條 本章より掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることなし
天皇の大權との憲法第一章に掲げたる如く陛下の握らせ玉ふ諸權を云ふものならん蓋し此の大權も亦憲法の範圍内を
離るゝことを能はざる第四條より掲ぐる如くあれど此の條の精神は帝國臣民の權利より妨げあるものとあらざるべきを信す
るなり

第三十二條 本章より掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律より懲罰せざるものより軍人に準行す
此の條の別に解釋を要する事なし軍人の特別のものなれども其法令又は紀律に反せざる以上に固より尋常の臣民と同視
して不都合なかるべうを信す

第三章

第三十三條 帝國議會の貴族院衆議院の兩院を以て成立す

國會を一局より組織する歟將た二局と爲すべき歟の憲法上久しく決せざるの問題あれとも世界の邦國中多數の人口を有する所の國何れも皆察ニ偏轍轍らざる爲きなり貴族院若くは元老院を設くる時の議事の滯滞を來し無用の入費を嵩め少數を以て多數を制せるが如き弊害なきにあらざるべしと雖も夫の政治上の過疎を防ぎ立法の歩武をして興論の正當なる判断の上より在らしめ國家の政略をして安固持續する事を得せしむる等の利益より即ち此の院の特有する所をれば我が帝國議會の制を貴族院衆議院の二局となしたるに益し又此より見る所ありしものならん歟

第三十四條 貴族院の貴族院令の定むる所より依り皇族、華族及敕任せられたる議員を以て組織す

第三十五條 衆議院の選舉法の定むる所より公選せられたる議員を以て組織す

此の二條より別に解釋を要する程の事なからべし貴族院令及選舉法を讀過すれば自ら瞭然たらん

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たる事を得ず

貴族院議員として衆議院の議員を兼ねるが如きの事情より種々の不都合を生ずるの恐れあるのみならず實际一議員にして兩院の議員たる事へ到底出來難き次第なれば此の條の如きの勿論左もあるべき事と思はる、あり

第三十七條 凡て法律の帝國議會の協賛を經るを要す

此の條は憲法七十六箇條中最も必要の條目なり凡て法律の第九條に解釋せるが如く人民の權利義務を規定するものにして直接大利害を感じるものなれば之を制定せる又帝國議會の協賛を要し其可決したるよりあらざる以上に決して法律たるの効力を有せざるものと定めたるは是れ實より最も必要にして價值ある條目と云はざる可らざるなり但し行政部に於て占有せる命令を發するの權は天皇より屬する事なれば勿論議會の承諾なくして天皇の御隨意に之を發布し得べしと雖も人民の權利義務より關するもの即ち法律を立てるの權は天皇の獨斷を以て決し玉ふにあらず此の憲法第五條の明文に見ゆるが如き次第なれば必ず貴族院及衆議院の承諾なからべからざるものと知るべし

第三十八條 兩議院の政府の提出する法律案を議決し及各法律案を提出する事を得

此の條より注目を要する以後の一段に在り政府より提出する法律案を議決せるの勿論の事にして今更辨する迄の事

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中よりて再び提出する事を得ず
兩院の一に於て否決したる草案を直ちに再出したりとて又必ず同様の結果を生ずるならん之を三たびし之を四たびしても亦齊しき運命よ逢着すべき通例一般の情勢ならん是れ此の條を設くるの精神として議事の手續上同じ事を繰り返して無用の時日を空費せざるの主意なるべければ此の條亦必要あしと云ふべからざるあり各國の憲法を案するも或る邦國よ於ては兩院の一若くは國王よりて否決したる法律案を其議員の任期中再び提出する可らずとするものあり或は此の三十九條の如く其會期中再出する事能はずとなし次回の開會より勿論再び提出し得るの仕組とあるものあり議員の任期中再出する事を得ざらしむるは最も道理ありと雖も通例議會へ一年より回之を召集して其一年間にハ社會の形勢著るしき變化を來し昨年大多數を以て否としたる事件も今年ハ又大多數に依つて之を可とするが如き場合なきにあらざるければ這回一院よりて否決したるものと云ふべし

第四十條 兩院の法律又は其の他の事件に付各々其の意見を政府に建議する事を得但し其の採納を得ざるものと云はざる可らず
此の條は貴族院若くは衆議院が其院中の決議を以て國事に關する事を政府へ建議するの權利あるを示したるものなり尤も茲に建議ある法律案を起議して天皇の裁可を乞ふの類を云ふにあらず兩院が議決するの權利なき事件に關し各何等かの意見ある時その意見を具して當局者の裁決を乞ふに止つて之を納るゝと納れざると當局者の勝手に存せる事なれば實際格別の效能なきが如しと雖も此の建議の權の有無ハ兩院の權利に關し勘ふからざる差し響きを有するものと云はざる可らず

第四十一條 帝國議會の毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會の三箇月を以て會期とする場合よりて之を延長する事あるべし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合よりて常會の外臨時會を召集そべし臨時會の會期を定むるの勅命より依る

此三箇條より別に解釋を要する程の事なし四十一条の帝國議會の毎年必ず開くべきを示し四十三條の臨時會を開くべきを示したるものとして何も明文通り意義の瞭然たる事なれば殊更に茲に喋々するを須ひざるなり
第四十四条 帝國議會の開會、閉會、會期の延長及停會ハ兩院同時に之を行ふべし「衆議院解散を命ぜられたる時ハ貴族院
同時に停會せらるべし」

帝國議會の貴族院衆議院の二院より成立するものなり而して議會の議事は此の二院を通過せざれば其手續を全うしたるものゝあらず即ち之を詳言すれば二院の一を欠きたる時へ帝國議會の本体を具へざるものなるが故に其開會、閉會、會期の延長及停會等は皆同時又之を行はざるや固より論を待たざるあり若し衆議院よして解散を命ぜられたる時へ貴族院獨り開會を事能はず又與に停會せられて衆議院の再選を待ち其再び開會するに至るまで手を空くして休止せざる可らざるゝ是れ實に止むを得ざる次第よして決して怪むべきよあらざるを知る

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたる時へ勅命を以て新議員を選舉せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべし此の條に於て着眼すべしハ五箇月以内云々の數文字に在り政府の都合よ依つて衆議院を解散したる儘何日迄も之を等閑に付し去つて更らに新議員を召集するの期なくんば之が爲め勘なからざる差支を生ずるの恐れなきにあらざるべし故に解散後何日以内に之を召集すると云ふ事を憲法の明文若くハ解散の命令書中よ掲載するゝ最も必要の事よして各國概ね皆然りとする所なるが其召集期限にハ國々大よ異なる事なき能はず即ち短きハ六十日以内より長きハ數月に涉るものありて殆んど一定せざるものゝ如しと雖も之を要するに其期限の短きハ其の長きに比して寧ろ幾何かの利益なきよあらざるなりされバ條文よ五箇月とあるゝ其期限少しく長きが如く信するものあるべけども是れ又ハ他よ理由の存する在るにあらず現に千八百十五年の佛國憲法に掲ぐる通り其期限を六ヶ月と爲したるが如き例なきよあらざれば此等を折衷して五ヶ月以内と定められしものなるべし歟

第四十六條 兩議院ハ各其の總議員三分の一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲す事を得ず

第四十七條 兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なる時ハ議長の決する所よ依る

第四十八條 兩議院の會議は公開を但し政府の要求又ハ其の院の決議に依り秘密會と爲す事を得

此等の條目ハ議事の通則を示したるものにして別に解釋を要する事あるべし

第四十九條 兩議院ハ各天皇に上奏する事を得

第五十條 兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なる時ハ議長の決する所よ依る

此等の條目ハ議事の通則を示したるものにして別に解釋を要する事あるべし

第五十一條 兩議院ハ此の憲法及議院法よ掲ぐるものゝ外内部の整理よ必要なる諸規則を定むる事を得
第五十二條 兩議院の議員ハ議院よ於て發言したる意見及表決に付院外よ於て責を負ふ事なし但し議員自ら其の言論を演るものあらん

第五十三條 兩議院の議員の地位を重するの主意よ出づるのあらん熟ら各國の憲法を案するに何れも皆是に類するの條目
第五十四條 国務大臣及政府委員ハ何時たりとも各議院よ出席し及發言せる事を得
第五十五條 国務大臣とハ内閣の諸大臣を云ひ政府委員とハ政府より議會へ提出する議案の説明の爲め差出したる委員を云ふものならん此等の人々が議會の議事に參加するハ各國概ね承認する所あり然れども此等の人々ハ單よ出席し發言するに止つて

第五十二條 兩議院の議員の地位を重するの主意よ出づるのあらん熟ら各國の憲法を案するに何れも皆是に類するの條目
第五十三條 兩議院の議員の地位を重するの主意よ出づるのあらん熟ら各國の憲法を案するに何れも皆是に類するの條目
第五十四條 国務大臣及政府委員ハ何時たりとも各議院よ出席し及發言せる事を得
第五十五條 国務大臣とハ内閣の諸大臣を云ひ政府委員とハ政府より議會へ提出する議案の説明の爲め差出したる委員を云ふものならん此等の人々が議會の議事に參加するハ各國概ね承認する所あり然れども此等の人々ハ單よ出席し發言するに止つて

其議員を兼ねる者へ固より例外となす表決の數即ち可否決の數に與かるものにあらざるあり此の條の意義ハ議院法第九章中數條を參看すれば自ら釋然たるものあらん

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇を輔弼し其の責より任ず」凡て法律勅令其他國務と關する詔勅ハ國務大臣の副署を要を內閣の責任より關する事ハ憲法上的一大問題にして容易く之を論すべからざるなり本條の前半ハ國務大臣が各自天皇陛下を輔佐翼賛して万機の責に任ずる事を示し後半ハ法律勅令及其他の詔勅より副署して以つて其責より任ずるの實を證明したるものならざる此の條の眼目ハ「責より任ず」と云ふの一語に在つて其の精神ハ憲法第三條「天皇ハ神聖として侵そ可らず」と云ふの條文より照應するものなるべし天皇既より神聖として侵すべからざれハ御身自ら万機の責より任じ給ふの理由あし方々一政府に於て國家に不利なる政治を施し國民の非難を蒙る處置あらんより是れ取も直さず當局の大臣が輔弼を過りたるものに外ならざるべければ其大臣なる者固より其の責より任せざる可らず然れども茲より「責より任ず」とあるハ天皇陛下より對して責より任ずるの謂なる乎將た又國民に對して責より任ずるの謂ある乎歴史を案するに往時英國に於て分割條約（パチショーン、ツリーチース）として知られたる一問題の起りしや下院へ此の條約と以て國家より害なりと認定し時の宰相ソメルス公が之より調印したるハ不當の處分ありとて公を彈劾せり然れども公より之を辯解するよ此の條約の自分も亦國家に有害あるべきを信じたれども英王の勅命を遵守するの責任ありと思惟して已を得ず之に調印したりと答へし事あり又之に反しヨーロッパ二世が自己の專決を以て外國より對する商議を結了し之が爲め宰相の調印を求むるに當り時の宰相ハードウック公ハ此の商議の決約ハ英國の爲めより大害ありと主張して王の請求を拒絶し遂に斷乎として調印を爲さゞりし事あり今我國の各大臣より天皇陛下より對するの責任あれど宜しくソメルス公の爲より傲慢べく又國民より對するの責任あらば宜しくハードウック公の行に出づべくして二者の間より全く利害の異なるあるを見るべしと雖も思ふに此の憲法の精神の後者にあらずして前者に在り各大臣をしてソメルス公たらしむるに在つてハードウック公たらしむるに在らざるべき蓋し又疑を容れざるなり然れども此等の問題ハ何れに決するとも實際に於てハ格別の利害を異よそる事なし我が敵聖なる天皇陛下ハ恐れ多くも英國昔日の君主と同視すべからず正しく國家の利害を以て陛下の利害を爲し給ふハ吾々の固く信する所なれば假令各大臣ハ此の利害に反対する事あるも陛下ハ決して之れに反対し給ふ事なきありされば各大臣が政務の責を蒙つて陛下の信用を失ふたる時は是れ即ち其の大臣が其輔弼を過つて國家の利害より反対したものと認めさる可らざればなり

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制の定むる所より天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す樞密院ハ天皇顧問の府なり天皇の御手足となつて重要な國務を審議するものにして固より立法部にあらず然れど雖も又純然たる行政部よりあらずあり此の顧問の事を此に掲げたるハ稍々用なきに似たりと雖も箇は是れ政府部内重要な地位を占むるものあれど此に掲げて其重要ある所以を證明するの精神より外ならざるべき歟

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名より於て法律に依り裁判所之を行ふ」裁判所の構成ハ法律を以て之を定む

第五十八條 裁判官ハ法律より定めたる資格を具ふる者を以て之より任す」裁判官ハ刑法の宣告又ハ懲戒の處分に由るの外其の職を免ぜらるゝ事なし」懲戒の條規ハ法律を以て之を定む此の條ハ裁判官の地位を重んじ又其職務上の弊害を豫防するの精神に基くものにして他の國々に於ても概ね皆此の事を

第五十九條 裁判の對審判決ハ之を公開す但し安寧秩序又ハ風俗を害するの虞ある時の法律に依り又ハ裁判所の決議を以て對審の公開を停むる事を得

公平を旨とする所の裁判ハ相成べく之を公開して其の私なきを示さる可らず然れども尋常の裁判より非らずして條文に云ふが如く社會の安寧秩序又ハ風俗を害する等の虞ある時の之を公開するの實ハ之を秘密にするの弊に數倍なる事あるべければ斯る場合よして豫め規定せし得べきものハ法律を以て其公開を禁じ置き又臨時法律の規定外より於て斯る場合の生ずる事あらんにハ裁判所の決議を以て之を禁するの必要あるものと知らざる可らず但し他國の憲法中より此の安寧秩序の事を掲げざるもの多くして夫の國事に關する危険の罪犯を裁判するも敢て其公開を忌まざるものあり是れ其國家の状況の異なる所あるより依る歟

第六十條 特別裁判所の管轄より屬すべきものハ別より法律を以て之を定む

特別裁判所とハ從來時々開設する事ありし高等法院類を轉するものならん本條ハ此等の裁判所を設くる時より其管轄に屬する事件に限り尋常の裁判所に於て裁判せざる事を示したるに外ならず

第六十一條 行政官廳の違法處分より權利を傷害せられたりとする訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬べきものハ司法裁判所に於て受理するの限りよりあらず

此の條ハ別に解釋を要する事なし人民が行政官の處分より付されたる事を相手取つて訴ふる時ハ司法裁判所より之を裁判せざる事を示したるよりあらず

第六章 會計

第六十二條 新より租税を課し及税率を變更するハ法律を以て之を定むべし」但し報償より屬する行政上の手數料及其の他の收納金の前項の限に在らず」國債を起し及撥算に定めたるもの除く外國庫の負擔となるべき契約を爲そハ帝國議會の協賛を經べし

此の條の第一項ハ憲法第二十一條にある「日本臣民の法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有す」と云ふの條文より照應するものにして新に租税を課し又ハ舊來の税率を變更するハ政事専斷を以て之を決行する事能はず必ず帝國議會の協賛を

經たる法律に依らざる川らざるを證明したるものなれば臣民の権利に關し莫大の利害を有するものなり尤も第二項に掲ぐるが如き收納金即ち郵便税、電信料、版權、代言、醫師の免許料、登記料及手數料等政府の報償より屬するもの、如きの法律を以て定むるの限にあらず行政上の命令に依つて適宜に之を定め得らるゝものと知るべし然れども第三項へ文意多義に涉りて聊か解釋に苦しむものなきにあらざるゝをも余輩の憶測を以てすれば國債を起すの一事を豫算外より於て國庫の負擔となるべき契約即ち假令バ汽船會社に補給金を與ふるとか鐵道會社に利子の保證を約するとか若く又外國より事ありて賠償金を差出すの約を訂結せる等の事へ政府の專斷より依つて之を決すべきにあらず必ず帝國議會の協賛を要するの謂ならん歟蓋し國債を起し又ハ右の如き契約を結ぶハ租稅を重加すると同様の結果を有するものなれば此の一項を加へて此の事を専断せざるを確めたるハ立法者の最も注意したる所あらん

第六十三條 現行の租稅へ更に法律を以て之を改めざる限りハ舊より依り之を徵收す
此の條ハ普國憲法第百九條に「現行の租稅へ舊より依つて徵收をべし」とあるの精神に基くものとして世上に議論の最も多かるべき條目なりとす益し立法者が此の條を設くるの必要を感じたるハ他よりあらず現行の租稅へ政府成立に必要あるものと認定し前條に掲ぐるが如く新より租稅を課し又ハ稅率を變更する場合の外ハ帝國議會の相談に掛けずして其儘徵收せんとするの主意に外ならざるなり若し夫れ此の條を設くる事なく年々豫算表を議すると同時より總ての租稅を論議して一から十まで存廢變更を爲さしめたるより政府の施政上より妨害を與へ殆んと其成立を失はしめんとするの恐れなきよあらざるべしと雖も一方より之を視為此の條にハ亦大より注意せざる可からざる者なり普國政府へ曾て此の條より依つて二年の久しう舊の儘租稅を徵收したる後遂に議會と政府の間に非常の紛争を釀したるが爲め議者大より此の條の欠典を咎めて政府より專制の形跡ある事を非難せり思ふに我國の本條ハ普國の條文の如く切迫ならずして「法律を以て之を改めざる限り」と云ふの數語を以て大に餘地を與へられたれば若し時の必要より應じ現行の租稅を改めざる可からざるの場合よ逢着する事あらんより正當の手續を經て之を改め得らるゝものと云はざる可らず我國人民の資力より割合すれば現行の租稅へ敢て輕きを以て目そべらすと雖も政府の歲入へ今日にして餘裕ありと云ふべからず政府より必要的な職務を行ふにさへ差支ふるが如き事情なきよあらざるが故に此の條を設けて以て議會をして猥りよ減稅説を唱へ得せしめざるハ蓋し又已を得ざるものあるべし歟

第六十四條 國家の歲出歲入へ毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし」豫算の款項より超過し又ハ豫算の外より生じたる支出ある時へ後日帝國議會の承諾を求むるを要す

歲出歲入の事へ會計法より明あれば茲より之を解釋せるの必要なきなり國庫へ收入すべきもの及國庫より支出すべきものを豫め計算し何の項より於て何圓の收入あり何の目より於て何圓の支出ありと云ふ事を定めて以て帝國議會の承諾を求むるゝは是れ最も必要の事と云ふべし豫算より每年之を調製して帝國議會の議より付し別に法律を以て改めざる現行の租稅より關してへ固より廢減を議せしめずと雖も何の部に於て幾何の收入を増し何の部に於て幾何の支出を減じ何を削るべきか隨意に之を討論し議決せしめざる可からざるなり帝國議會の重なる職務を以て豫算を議するに在れば本條より憲法の明文より於て次く可らざる要目とも云ふべき也但し豫算の款項より超過するゝ旨を示せしものならん歎然れども承諾を求むる云ふ以上ハ帝國議會より不承知を唱ふるともあらん餘り超過の甚だしき又ハ思ひ掛けなき巨額の支出ある時へ實に不承知を唱ふるに相違なかるべきか斯る場合より之れを如何せんとする乎此の憲法又ハ他の附則を見るよ處分の手續を示さざれば吾々之を憶測するよ由も思ふよ其の事の重大に涉り議會の非難を受くるの甚だしきよ至てハ當局者その責より任じ天皇陛下より奏問し自ら進退を決するゝ外かかるべき歟

第六十五條 豫算より前に衆議院に提出すべし

財政の一事に關してハ衆議院の權利より貴族院の上に在り衆議院の議を待つて後に貴族院に及ばずハ各國の憲法より概ね然りとぞる所なりされば本條も亦此等の精神に基きしものにして最も重要な條目と云はざる可からざるなり

第六十六條 皇室經費の現在の定額に依り毎年國庫より之れを支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

皇室經費の現在額ハ二百五十万圓なり此の二百五十万圓ハ敢て少なきにあらざれども我國の如く最も尊むべく又最も重すべき皇室より在つてハ此の經費へ決して過多なりと云ふ可からざる也殊に皇室へ將來益々社會の尊榮の中心と爲つて種々の恩徳を與へらるゝ地位より在れば是れ式の經費へ寧ろ増加するの必要あるも之を減殺する事へ勢ひ出來難きものあるべしと信ずる也されば此の現在額を標準とすと是より減額すべからざるものと定め若し此の上增加を要するの時あら

バ帝國議會の協賛を要する事とせられたるハ固より當然の次第と云ふべし

第六十七條 憲法上の大權より基ける既定の歲出及法律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に屬する歲出へ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減する事を得ず

此の條を解剖すれば三箇の文章より成立するを見るべし曰く憲法上の大權より基づける既定の歲出へ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減する事を得ず(第一)曰く法律の結果に由り政府の義務に屬する歲出へ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減する事を得ず(第二)曰く法律上政府の義務に屬する歲出へ政府の同意なくして帝國議會之のよして譬へバ文武官の俸給、常備兵の費用等に關する現行支出の定額を云ふものなるべく又法律の結果に由り政府の義務に屬する歲出へ法律を施行するゝ間接に要する所の歲出へして譬へバ内務省より屬する集治監(刑法の結果)の類を云ふものなるべく又法律上政府の義務に屬する歲出へ直接法律を以て政府に支拂の義務を負はしめたる歲出を云ふものなるべし而して第一の歲出へ六十三條と相提携して政府の成立に必要のものなるが故に之を廢除し又ハ削減する事

の政府の同意を得ざる可らずとし第六十一条の成るに政府の意見が得られず又はその意見が認められぬものに付する
一任せざるに益し又已を得ざるもの

第六十九條　避く可らざる豫算の不足を補ふ爲に又ハ豫算の外に生じたる必要な費用に充つる爲ヨ豫備費を設くべし
豫算ハ所謂豫算なれば決算に對照して一厘一毛の差異なき事を期すべからず又ハ臨時ヨ如何ある支出を生ずる事あるや
も測られざれば政府をして豫備費を設けしむるハ是れ亦必要の事と云ふべし

第七十條　公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形ヨ因リ政府ハ帝國議會を召集すると能はざる
時ハ勅令ヨ依り財政上必要な處分を爲そとを得」前項の場合に於てハ次の會期ヨ於て帝國議會に提出し其の承諾を求むる
を要す

豫算の所謂豫算なれば決算に對照して一厘一毛の差異なき事を期すべからず又た臨時より如何ある支出を生ずる事あるやも測られざれば政府をして豫備費を設けしむるは是れ亦必要の事と云ふべし

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形より政府へ帝國議會を召集すると能はざる時へ勅令より財政上必要の處分を爲そとを得」前項の場合に於て次之會期より帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

此の條の憲法第八條の精神と其主意を同くするものならん前きより天皇の大權を示し一般總体の事を規定したれども此より單に財政の一點のみを指示したるに過ぎざる也前より法律より代るべき勅令云々とあり此に復た財政の一點のみを掲げたるゝ少しく重複に涉るやの嫌なきよりあらざるべしと雖も开へ財政の事を重するの意より出るものと認めざる可らざる也

第七十一條 帝國議會より豫算を議定せず又へ豫算成立より至らざる時の政府の前年度の豫算を施行すべし

帝國議會が怠慢を以て豫算を議定せざる事あるか若く又議論區々に別れて議案の成立する時の政府の已を得ず前年度の豫算を施行せざれば己れが維持の途を立つると能はざる也然れども豫算の成立より至らざるゝ多くは是れ衆議院と貴族院の關係如何より在るなり豫算の一ことに付貴族院をして衆議院と同様の地位に立たしめ修正又修正を申出づるが如き事あらんにへ遂に議會の會期を経過せる迄議決を爲そと至らずして其儘閉會の場合に至る事なしと云ふべからざる也然れども开へ全く論題外の事なれば旦らく之を他日より譲り兎にも角とも豫算の出來ざりし節の前年度の豫算を施行するの外なきを以て立法者が此條を設けたるゝ又た不得已に出づるものと認めざる可らず

第七十二條 國家の歳出歳入の決算の會計検査院之を検査確定し政府の其の検査報告と併に之を帝國議會に提出すべし

會計検査院の組織及職權の法律を以て之を定む

會計検査院の國庫の出納を證明するに最も必要なるものなり會計検査院の性質を知る者何人も容易く本條の主意を了解し得べしと信するなり

第七十三條 將來此の

卷之三

改正の議決を爲す事を得ず。

我國の憲法、天皇陛下の欽定より出でしものなり彼の歐洲諸國の憲法の如く人民が政府より強迫して得たるもの、あらず全く陛下の仁徳より依つて制定し給ひしものなれば之を改正する、又獨り陛下の大權より屬するものにして臣民へ之によつて狼狽に喙を容るゝの權利なき也されば他日何等かの必要あつて此の憲法を改正せざる可かざる時あらんにハ陛下より其改正案を議會へ下して其の可否を討論せしめ敢て議會より之を提出せしめざるの制より定められしハ固より當然の次第と云ふべき歎然れども議會にして其の意見を建議するの權利ある以上ハ假令憲法の改正案を自ら提出して自ら議決する事能はずと雖も其條項中改正を要するの著るしきものあれば之よ關する意見を具して政府へ建議し得るものと認めざる可らず建議を採納そると否らざるとハ政府の隨意として左までの効用あきよ似たれども开ハ暫く措き此の條目ハ實際甚しき窮窟を感じするものにあらざる也况んや此の憲法の條文ハ誠に大綱目を掲ぐるのみに止つて通例憲法上の要件中多くの部分ハ増補改正の難からざる他の法律即ち議院法選舉法等を以て規定せらるゝに於てをや但し本條に掲げたる改正の場合に於てハ議員三分の二以上出席せざれば議事を開くを得ず又出席員三分の二以上の多數なくんハ議決を爲すを得ずとあり憲法第四十六條に示したる通例の場合と異なる所あるハ是れ實よ此の改正を重するの主意に基づくもく也

第七十四條 皇室典範の改正ハ帝國議會の議を経るを要せず」
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政を置くの間之を變更そるとを得ず

此等の條ハ別に解釋を要する事なし攝政ハ天皇の名を以て其大權を代理するものなれども此の際國家の大典たる憲法及皇室典範等を改正するハ政治上或ハ國家の爲めに意外の弊害を生ずる虞なきにあらざるべし本條ハ此の万一大の弊害を豫防するの精神よ出づるものならん

第七十六條 法律規則命令又ハ何等の名稱を用ひたるに拘はらず此の憲法よ矛盾せざる現行の法令ハ總て遵守の効力を有モ」歲出上政府の義務に係る現在の契約又ハ命令ハ總て第六十七條の例よ依る

是迄法律、規則、命令又ハ訓令告示等の名稱を以て發布なりし諸法令中此の憲法に矛盾したるものハ憲法の實施と與に固より遵守の効力を失して總て廢止に屬するなれども其矛盾せざる分ハ勿論遵守せざるものと知るべし歲出上政府の義務に係る現行の契約又ハ命令とハ憲法六十二條の解釋に示したるが如きもの即ち郵船會社の補給金若くハ各鐵道會社の利子保證の類を云ふものなるべければ此等の事を存廢するハ六十七條の場合と同じく政府の同意を得ざる可らずるものと云ふべきなり

藏栗
小山

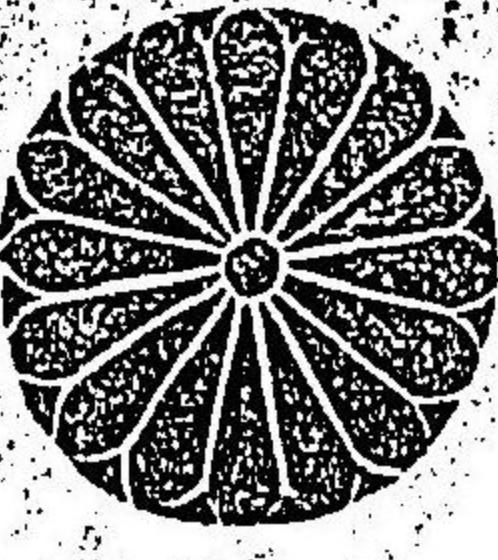
帝國憲法釋義終

常陸石岡香太郎
栗栖佐兵

2320
136

38768





大日本帝國憲法釋義

明治二十二年三月十四日東京公論第三百七十六號附錄

特70

97

031660-000-6

特70-97

大日本帝国憲法釋義

東京公論社

M 2 2

B BE-0287

